

令和 3 年 8 月

「石綿に関する法令改正（令和 3 年 4 月施行）に伴う事前調査について」

一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会 8 月号会報に掲載されました。

弊社がご質問等にお応えする形で約 6 ケ月ご協力させていただき、

技術責任者の坂口さまにて会員の皆さまに大変役立つ事前調査フローを作成されました。

日本水処理工業株式会社 脇谷 壮太郎

冷凍空調設備

REFRIGERATION & AIR-CONDITIONING CONTRACTORS

8

Vol.48 No.8
2021 August



第10回定時総会報告
令和2年高圧ガス事故発生状況
石綿含有有無に関する事前調査



業界情報

石綿に関する法令改正（令和 3 年 4 月施行）に伴う事前調査について

‘21 年 6 月 16 日

（一社）日本冷凍空調設備工業連合会

この参考資料は、厚生労働省及び環境省より石綿（アスベスト）に関する法令改正がある中で、「冷凍空調設備の改修や入れ替え工事」を実施する前に必須となりました「すべての建材に関する石綿含有有無に関する事前調査」についてののみ示したフロー図です。

＊「事前調査のフロー図」 次ページに参考資料（21.6.17）を添付します。

事例：ビル天吊カセット型エアコン更新工事を想定した場合の対応事例案です。

〔1〕 事前調査の実施

〔2〕 分析調査の実施

〔3〕 事前調査の専門業者がない場合

＊石綿含有及びみなし含有時の工事に関する各行政への届出及び対策等については、労基署または都道府県の窓口へお問い合わせ下さい。

＊今後、当連合会でも石綿（アスベスト）関連の対応についてまとめ、順次お知らせ致します。

「石綿含有なし」の証明をする場合の分析について

詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

厚生労働省石綿障害予防規則第 3 条第 2 項に基づくアスベスト分析の分析マニュアル

『アスベスト分析マニュアル 1.20版』発刊 委託事務局

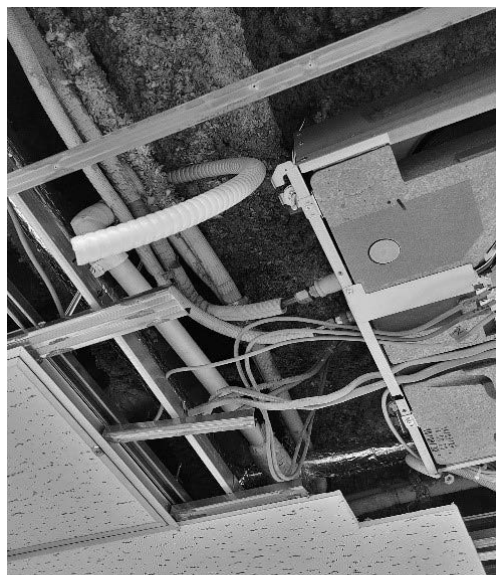
アスベスト環境対策 相談窓口

専用アドレス直通メール：asbestos@mizu-shori.com

責任者 脇谷 壮太郎

日本水処理工業株式会社 アスベスト環境対策マネージャー

一般社団法人環境科学対策センター 専務理事 兼任



エアコン更新工事イメージ写真

＊日本水処理工業株式会社は、近畿冷凍空調工業会の会員企業です。

事例：ビル天吊カセット型エアコン更新工事……「石綿則改正：全ての建築物・工作物の改修工事が対象」

見積引合い

工事概要：①冷媒回収 ②既設機器撤去、新規機器更新 ③室外機基礎改修、外壁面配管・サポート改修 ④天井裏既設配管撤去、新設被覆銅配管・サポート施工 ⑤天井ボード開口部仕舞 ⑥試運転調整

見積記載事項推奨：＊別途石綿(アスベスト)事前調査費用が必要です。

＊厚生労働省及び環境省よりアスベスト関係の法律改正により全ての改修工事や機器の入れ替えの場合に事前にアスベストの有無を調査することが義務づけられました。また、令和4年4月から請負金額100万円以上の工事では、さらに事前調査内容を最寄りの労働基準監督に電子システムにて届けることが義務づけられております。

〔1〕事前調査の実施 ……調査依頼（令和5年10月1日までの猶予期間対応）

＊専門業者へ依頼する。

＊令和5年10月1日以降は知見のある専門技術者(建築物石綿含有建材調査者等)が行う。

ヒアリング…設計図書等で建築物設置が平成18年9月以降か以前か確認（書面調査）
厚生労働省石綿則改正(令和2年8月4日)及び環境省大気汚染法改正(令和2年11月30日)通達による。

以前の建築物

以降の建築物

書面調査及び現地目視調査

石綿製品の有無調査（使用建築材料）

- ① 屋上・屋根ボード・外壁
- ② 天井裏・天井ボード
- ③ 配管保温材
- ④ その他現場状況に応じて調査

石綿製品 不明

石綿製品 有り及び見なし含有

石綿製品 なし

〔2〕分析調査の実施

知識及び技能を有する者による分析(現地調査)

事前調査報告書作成

更新工事
請負金額 100 万円以上

更新工事
請負金額 100 万円未満

事前調査・分析報告書労基署へ電子報告(令和4年4月1日～)

報告書保存(令和3年4月～)
3年間保存

〔3〕 事前調査の専門業者がない場合(令和5年10月1日までの猶予期間対応)

* 専門業者がない場合：石綿作業主任者が、調査対象の全ての建材に石綿有りとなしして対応する。

- ① 法令を遵守した対応。
- ② 見なし含有とは、アスベストの6種類の中で最も危険な青石綿が高濃度で含有しているとなしして対応しなければならない。

ヒアリング・・・設計図書等で建築物設置が平成18年9月以降か以前か確認（書面調査）
厚生労働省石綿則改正(令和2年8月4日)及び環境省大気汚染法改正(令和2年11月30日)通達による。

以前の建築物

以降の建築物

書面審査及び現地目視調査

石綿製品の有無調査（使用建築材料）

- ① 屋上・屋根ボード・外壁
- ② 天井裏・天井ボード
- ③ 配管保温材
- ④ その他現場状況に応じて調査

石綿製品 見なし含有

事前調査報告書作成

更新工事
請負金額 100 万円以上

更新工事
請負金額 100 万円未満

事前調査報告書労基署へ電子報告(令和4年4月1日～)

報告書保存(令和3年4月～)
3年間保存